

## 第58回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム

地域ですべての子どもの育ちを見守るために

## 特別支援学校と学校保健

富田都子 (愛知県立岡崎養護学校養護教諭)

## I. はじめに

「特別支援学校」とは、学校教育法第72条により視覚、聴覚、知的、肢体不自由等の障害をもつ者が自立を図るために通う学校と定義されている。また、平成19年の学校教育法の改正により、特別支援学校だけでなく、すべての学校において、障害のある児童生徒への支援を行うものとされた。

「特別支援教育」とは、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う教育である。

## II. 個別の教育支援計画

学校では一人一人多様な教育的ニーズに適切に対応するために「個別の教育支援計画」をたて、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行っている。図1は厚生労働省が示している個別の教育支援計画の概念図である。誕生から学校卒業後まで一貫して障害のある子どもたちを生涯にわたって支援していくツールとなるものである。長期にわたる教育的な支援は、学校教育だけでなく、福祉、医療、労働等のさまざまな側面からの支援が必要であり地域で支えていく必要がある。

「医療的ケア」と呼ばれる経管栄養・吸引・人工呼吸器使用等重い障害をもつ児童生徒は入学時の面接から在学中、卒業後の進路先決定まで教員だけでなく看護師等の専門家との関わりが重要となっている。

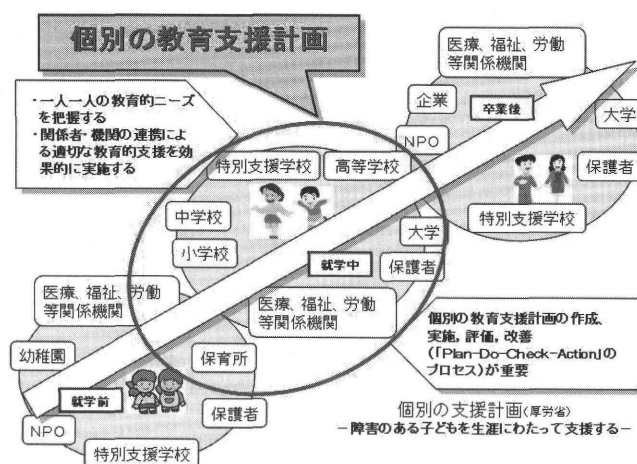


図1 個別の教育支援計画

## III. 保健室からの支援

全国の特別支援学校に通う児童生徒の6.2%に医療的ケアが必要とされており、約1,100人の看護師が特別支援学校に配置されている（医療的ケアとは、注射等の医療行為と入浴介助等の生活援助行為との間に位置する、家族であれば一般的に看護師等の有資格者が行う行為を家庭で行う行為、具体的には経管栄養・吸引・導尿といった行為のこと）。

学校において実施している医療的ケアは、主治医、保護者、看護師、教員、施設職員等さまざまな職種の人たちの連携の上に成り立っている。現在学校において教員が医療的ケアを実施している都道府県も多いが、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が平成24年4月に施行され一定の条件の下研修を受けた介護職員等は痰の吸引等の行為を実施できるようになる。すなわち看護師が在駐し連携することで卒業後在

宅を強いられることなく、地域で生活していくことのできるインクルーシブな社会の実現に向けて、学校、施設双方の看護師の連携の重要性がますます高まってくると思われる。

地域の学校から特別支援学校に転校し、卒業後地元の施設に通うことになった生徒への支援の一例を紹介する。

主障害：筋ジストロフィー

小学校卒業まで地元の特別支援学級に在籍する。中学部から転校して来る。中学部3年生頃より体力の低下がみられ、体重も徐々に減少してきた。朝食をとらずにスクールバスに乗車して登校することが多く、帰宅後玄関先で車いすに乗ったまま過ごすことも多い。入浴回数も少ない等基本的な生活習慣の乱れを感じさせる生活をしていた。

主治医であるS病院を1年に1回受診するものの、検査結果を詳しく聞くこともなく定期的に訓練を受けることもなかった。そこで、健康安全相談を軸とした支援を行った。

本校の健康安全相談における支援について述べる。健康安全相談とは、次のようなねらいを基に実施している。

- ① 医療的配慮および健康・安全面において特に配慮を要する児童生徒の教育的支援を検討するために医療機関の指導・助言を求め、保護者と共に健康・安全に関する相談の場となるようにする。
- ② 医療機関、学校、家庭が連携して取り組む中で、個々の児童生徒の健康・安全に関する具体的な支援内容、方法を検討する。

具体的な支援としては次のような支援を行った。

- ① 中学部3年生頃より体重減少がみられるようになり、エンシュアを処方してもらい飲用した。また、朝食を抜いたままスクールバスに乗車して登校して来るため、登校後おにぎりを食べてから授業に参加するようになった。
- ② 主治医であるS病院を担当も定期受診時一緒に訪問し、本人の状態について情報交換した。呼吸状態の悪化に伴い夜間人工呼吸器を使用するように指導された。また、学校卒業後のことを考え、地元の総合病院での在宅酸素療法を勧められた。
- ③ 卒業後の受診、健康状態の変化に対応するため、担任が医療機関と連絡を取り合い、地元の総合病院に1か月に1回受診するようになった。

④ 卒業を控え、地元の支援会議に担任と共に進路指導主事・保健主事も参加し、通所施設支援員らと話し合い、今後の通院、訪問看護の利用方法等について、利用する施設等との連携をとりながら確実な支援の方法について確認した。

⑤ 支援会議を受け、担任・養護教諭・支援員と家庭訪問をした。具体的に自宅での生活の仕方、障害を起因とする疲れ等の対応のため、施設での休憩の仕方等の生活指導を行った。

卒業を見据えた支援。言葉で言うのは簡単だが、実際「個別の教育支援計画」をたてて実施していくにあたり、地域の関係する機関との連携に要する労力は大変なものがある。常日頃から地元施設等とヒューマンネットワークを築いておくことが一番大切だと感じる。

#### IV. 地域で生活する

平成22年6月、障害者制度改革の推進のための基本的な方向について、障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向性について年度内結論を得るように閣議決定された。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で学ぶことを追求すると共に、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされている。地域で学ぶという一人一人の学習権を保障する観点からも、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要とされている。また、平成23年障害者基本法が改正され、障害者とその年齢および能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育の内容および方法の改善および充実を図る等、インクルーシブな社会を目指すような施策を講じなければならないとされた。

学校で育むべき生きる力とは、将来社会の中で役立つ生きる力、その中で自分で健康を維持・管理する力、支援を受けながらも心地よく生き甲斐を持って生きていこうとする力である。障害のあるなしにかかわらず、共に学ぶことによって人々が多様性を理解し、地域で

よりよく生きていくことができるような共生社会ができることを期待している。

進行性の障害のためすでに亡くなってしまったA君は、地域交流として地元の学校の普通学級に学期に1回くらいの頻度で中学部卒業まで通っていた。「特別支援学級ではなく普通学級と交流することで、重度の障害を持つ子が近くに存在している、ということを知ってもらいたい。」と母親は常々言っていた。

3月に起きた東日本大震災後、障害者が家族にいるため、家族そろって避難所生活を送ることができず、自家用車内で過ごした記事が紙面に載った。周囲の状況が把握しづらいためにパニックに陥りやすく、大声を出して動き回り避難所に居づらいう発達障害等の障害者やバリアフリー化されていないため避難所生活を送ることが困難な障害者がいる。共に災害直後の体育館等での避難所生活を送ることは困難である。しかし、地域にA君のような障害児が存在することを伝えておくことで近所の方が警察に通報し、自衛隊に救出された後、医療的ケアを受けることのできる医療機関に搬送されたケースもあったと聞いた。

平時より障害をもつ子どもも他の兄弟と一緒にできる範囲で学校や子ども会等の活動に参加することで災害時スムーズに避難できるのではないかと思う。

## V. 最後 に

特別支援学校卒業後、痰の吸引が必要、人工呼吸器を使用している等、医療的ケアと呼ばれる行為が必要というだけで通う施設を制限されないことがないような社会が早く来ることを祈っている。

特別支援学校に小学部から高等部まで12年間通学する子どもたちも多数いる。養護教諭は、地域で子どもたちの支援に当たる保健、医療、福祉機関等とのつながりがととても多い。学校に配置されている看護師と協働しつつ個別の教育支援計画作成に関わりながら、保護者や本人の思いを大切に、常に寄り添っていくことのできる保健室を目指していきたい。そして、子どもたちの光り輝く笑顔をこれからも見続けていきたいと思う。

## 文 献

- 1) 内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html> 障害者基本法の改正について.
- 2) 内閣府ホームページ [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000081209.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000081209.pdf) 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について.
- 3) 第6回養護教諭（特別支援学校）キャリアアップ研修会テキスト. 2-6.
- 4) 学校教育法ホームページ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>